

(仮称)第 2 期すくすく大分っ子プラン(案)の修正部分について

第 1 部	総論	第 1 章	計画の策定にあたって
項目	1. 計画策定の背景と趣旨		
修正前	修正後(案)		見直し理由等
<p>少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもや子育ての環境が大きく変化する中、2012(平成 24)年 8 月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、大分市では 2015(平成 27)年 2 月に現行の「すくすく大分っ子プラン」を策定し、この計画に基づき、子ども・子育て施策を推進してきました。</p> <p>こうした中、計画期間が本年度末をもって終了することから、子どもや子育てを取り巻く社会情勢や国及び県の動向を踏まえて現行計画を見直し、2020(令和 2)年度から 2024(令和 6)年度の 5 年間を計画期間とする第 2 期「すくすく大分っ子プラン」を策定します。</p>	<p>少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもや子育ての環境が大きく変化する中、2012(平成 24)年 8 月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、大分市では 2015(平成 27)年 2 月に現行の「すくすく大分っ子プラン」を策定し、この計画に基づき、子ども・子育て施策を推進してきました。</p> <p>こうした中、国は、2016(平成 28)年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、「希望出生率 1.8」の実現に向け、働き方改革の推進や子育て環境の整備を掲げるとともに、その取り組みの一環として、女性の就業率 80%に対応しうる保育の受け皿を整備することを目的とした「子育て安心プラン」を 2017(平成 29)年に公表し、待機児童解消に向けた取り組みを加速化させました。また、放課後児童対策として 2019(令和元)年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進しているほか、子育て世帯の負担軽減として、2019(令和元)年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。</p> <p>また、同年、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しを行い、取り組みの充実を図っています。さらに、痛ましい事件の続く児童虐待では、児童虐待防止法や児童福祉法を改正し親権者の体罰禁止を明文化するとともに、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化などを進めています。</p> <p>本年度末に計画期間が満了する「すくすく大分っ子プラン」は、こうした国の動向及び大分県の取り組み、子どもや子育てを取り巻く社会情勢の変化などを踏まえて見直しを行うとともに、新たな課題への対策等についても計画に反映する中で「第 2 期すくすく大分っ子プラン」を策定いたしました。</p>		<p>市民公募意見を受けた修正。</p>

分野	1 生まれる前から乳幼児期の支援	目標	3 乳幼児期における教育・保育の提供																		
基本施策	2 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供																				
修正前			修正後(案)		見直し理由等																
〈個別事業の指標〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>2018(H30) 実績</th> <th>2024(R6) 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進</td> <td>「連携が図られている」と回答した小学校及び幼児教育・保育施設の割合</td> <td>70%</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	指標	2018(H30) 実績	2024(R6) 目標	④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進	「連携が図られている」と回答した小学校及び幼児教育・保育施設の割合	70%	90%以上	〈個別事業の指標〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>2018(H30) 実績</th> <th>2024(R6) 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進</td> <td>校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施している校区※の割合</td> <td>85%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	指標	2018(H30) 実績	2024(R6) 目標	④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進	校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施している校区※の割合	85%	100%	大分市教育ビジョンとの整合性を図るため。
事業名	指標	2018(H30) 実績	2024(R6) 目標																		
④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進	「連携が図られている」と回答した小学校及び幼児教育・保育施設の割合	70%	90%以上																		
事業名	指標	2018(H30) 実績	2024(R6) 目標																		
④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進	校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施している校区※の割合	85%	100%																		
			※校区…幼保小連携推進協議会における校区																		

分野	1 生まれる前から乳幼児期の支援	目標	3 乳幼児期における教育・保育の提供		
基本施策	3 保護者のニーズに応じた保育サービスの提供				
修正前			修正後(案)		見直し理由等
〈主な事業・取組〉 ① 一時預かり事業 幼稚園や保育所、認定こども園等を利用していない保護者の短時間勤務や、傷病、冠婚葬祭、または育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする保護者のニーズに応えるため、定員の拡充を図ります。また、私立幼稚園に在園する園児や認定こども園に在園する1号認定子どもを対象に、教育時間の前後や長期休業等の預かりができる環境を提供します。			〈主な事業・取組〉 ② 一時預かり事業 幼稚園や保育所、認定こども園等を利用していない保護者の短時間勤務や、傷病、冠婚葬祭または育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする保護者のニーズに応えるため、定員の拡充を図ります。また、 幼稚園 に在園する園児や認定こども園に在園する1号認定子どもを対象に教育時間の前後や長期休業等の預かりができる環境を提供します。 さらに、私立幼稚園において保育を必要とする2歳児を対象とした預かりの実施を促していきます。		「また、私立幼稚園に在園する…」の「私立」については、市立幼稚園でも実施しているので削除。 「保育を必要とする2歳児の定期的な受け入れ」を平成31年4月から始めたため記載。

分野	2 子どもの育ちや自立への支援	目標	5 地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」の推進
基本施策	2 放課後の居場所づくり		
	修正前	修正後(案)	見直し理由等
	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>①放課後児童クラブ事業 (4点目 クラブの開所時間の延長について) (削除)</p>	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>①放課後児童クラブ事業 (4点目 クラブの開所時間の延長について)</p> <p>・地域の実情に応じ、放課後児童クラブの開所時間の延長に引き続き取り組めます。</p>	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を受けた対応
	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>①放課後児童クラブ事業 (8点目)</p> <p>・児童の主体性を尊重し、健全育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等の一層の向上に努めます。</p>	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>①放課後児童クラブ事業 (8点目)</p> <p>・放課後児童クラブは、「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全育成を図る」重要な役割を担っており、こうした役割を徹底することで、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図り、併せて各クラブの育成支援の取組内容を、それぞれの運営委員会や保護者会等を通じて、地域住民の代表や利用者に周知します。</p>	

分野	2 子どもの育ちや自立への支援	目標	6 安全・安心な学校づくりの推進
基本施策	2 危機管理体制の確立		
修正前		修正後(案)	
〈主な事業・取組〉 ①情報モラルの育成 家庭との連携を図りながら、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の利用におけるインターネット上の弊害や危険性について、児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実させます。そのため「大分市教育センター」の指導主事等を学校に派遣し、教職員向けの研修会や児童生徒・保護者向けの「ネット安全教室」等を開催し、情報モラルの育成を図ります。		〈主な事業・取組〉 ①情報モラルの育成 家庭との連携を図りながら、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の利用におけるインターネット上の弊害や危険性について、児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実させます。そのため 各学校においては、専門機関との連携の下、講師による 教職員向けの研修会や児童生徒・保護者向けの「ネット安全教室」等を開催し、情報モラルの育成を図ります。	
		見直し理由等	
		近年では、情報化の進展により、状況は複雑化、多様化しており、より高度な知識や専門性が必要であることから、各学校では、専門機関と連携し、研修会等の充実を図っているため。	

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援
基本施策	1 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援		
修正前		修正後(案)	
〈現状〉 (1点目) ・身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。また、成長の過程で子どもに障がいやその可能性があることが分かるケースも増えています。さらに、1歳6か月児健診や3歳児健診において発達障がいの要観察・要精密者も年々増加しています。		〈現状〉 (1点目) ・身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。また、 1歳6か月児健診や3歳児健診、発達に関する相談や巡回療育相談、発達障がい児巡回専門員派遣事業などにおいて発達の遅れや偏りの可能性がある子どもが増加しており、相談の件数や支援が必要なケースが増えています。	
		見直し理由等	
		現状について、より詳細に記載。	

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	
基本施策	1 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援			
修正前		修正後(案)		見直し理由等
〈現状〉 (4点目) ・地域療育等支援事業は、発達遅れの可能性がある乳幼児に対し、専門職員による巡回相談や療育相談等により、地域生活への支援につなげており、実績は横ばいで推移しています。		〈現状〉 (4点目) ・発達に支援が必要な子どもに対して、作業療法士や保育士等の専門職員が療育指導や相談に応じる、巡回相談や療育相談等を行う地域療育等支援事業の必要性が高まっています。		地域療育の重要性を注目した表現に修正。

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	
基本施策	1 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援			
修正前		修正後(案)		見直し理由等
〈主な事業・取組〉 ⑨特別支援教育の推進		〈主な事業・取組〉 ⑨特別支援教育の推進 (1点目に追加) ・特別支援教育に係る教職員研修を実施し、発達障がいを含め様々な障がいのある子どもに対する専門的・実践的な指導力の向上を図るとともに、各学校においては全教職員の共通理解に基づく支援体制を確立し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の充実に努めます。		特別支援教育の推進には全教職員の共通理解が重要であることから、研修に係る取り組みを追加。

分野	3 配慮を要する子どもへの支援	目標	8 子どもの貧困対策の充実
基本施策	1 生活困窮世帯の保護者への支援の充実		
	修正前	修正後(案)	見直し理由等
〈主な事業・取組〉	<p>④経済的支援の充実</p> <p>ひとり親家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の助成を行う「就学援助事業」、生活保護世帯等を対象として保育所等を利用する場合の実費費用の一部を助成する「保育所等実費負担補足給付事業」等の経済的支援を行います。また、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して、一定の条件のもとで奨学金を貸与又は給付する奨学助成事業を行います。</p>	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>④経済的支援の充実</p> <p>ひとり親家庭を対象として保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の助成を行う「就学援助事業」、生活保護世帯等を対象として保育所等を利用する場合の実費費用の一部を助成する「実費徴収に係る補足給付事業」等の経済的支援を行います。また、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して、一定の条件のもとで奨学金を貸与又は給付する奨学助成事業を行います。</p>	<p>令和元年の幼児教育・保育の無償化に合わせた事業名称の変更。</p>

分野	4 社会全体での支援	目標	9 子どもと子育てを支える社会づくり
基本施策	4 経済的支援		
	修正前	修正後(案)	見直し理由等
	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>⑥幼児教育・保育の無償化</p> <p>幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用している3歳から5歳までのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象として、保育所等の利用料を無償化(上限あり)します。</p>	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>⑥幼児教育・保育の無償化</p> <p>幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用している3歳から5歳までのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象として、保育所等の利用料を無償化(上限あり)します。</p> <p>なお、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等での実施にあたっては、保護者からの請求に基づく年4回以上の償還払いを基本とするとともに、保護者に代わって事業者が請求する方法も可能とするなど、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公正かつ適正な支給に努めます。</p> <p>また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、法に基づく事務の執行等については、必要に応じて県と情報共有を図る等連携し、適正に実施します。</p>	<p>子ども・子育て支援法の基本指針改正に伴う修正。</p>